

「矢祭もったいない図書館」の専門性について

博士前期課程1年 芸術専攻
市川 寛也

1. 問題の所在

— 図書館における「専門性」

矢祭町の調査において筆者が関心を抱いているのは「矢祭もったいない図書館（以下、もったいない図書館）」の実践についてである。本論では調査を通じて見えてきた課題について記述する。この図書館は、地域住民の必要性から生じているという点において「図書館づくり運動」の文脈から語ることができる。一方で、図書の購入は行わないという独自の方針には地域における図書館の意義を考える上で重要な論点が存在しているように思われた。

図書館法第2条において、図書館は「図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保有して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設」と規定されている。これに照合すれば、もったいない図書館も必要な図書資料を収集、整理、公開しているという点において紛れもなく図書館としての機能を果たしている。447,868冊（2009年12月31日現在）という蔵書数も一般的な地方自治体立の図書館と比べて遜色ない。しかし、館長の金沢明氏は今後の課題として「図書館

としての専門性」を挙げていた。

では、ここでの「専門性」とは何を指しているのだろうか。ここで注目すべきは、図書館法第3条に定められる「図書館資料の分類・排列を適切にし、及びその目録を整備すること」という項目である。もったいない図書館の場合、所蔵する図書の全てが寄贈によるものであり、収集方針は図書館側で定めてはいない。ゆえに、そこには資料の分類整理にかかる膨大な仕事が存在するわけだが、開館準備当初から現在に至るまで、これらの作業はボランティアの手によってなされている。ここには狭義の図書館の専門性に対する限界を指摘することができよう。

2. 考察の観点

— 「図書館の自由」概念の拡張

ここで「図書館の自由に関する宣言¹」を取り上げると、この中で「資料収集の自由」「資料提供の自由」「利用者の秘密を守る」「すべての検閲に反対する」という4つの項目が確認されている。こうした宣言によって、図書館は「与えられる」のではなく「つくられる」

対象であるという意識が明らかにされる。実際、上記の宣言中の「図書館は、成文化された収集方針を公開して、広く社会からの批判と協力を得るようにつとめる」という一文は、資料収集の主体性を持った図書館像を前提とした記述であると言える。

こうした意識が「市民の図書館」としての理念を込めた図書館建設へとつながっていった。三苦正勝は、1970年代に「だれもが入りやすく利用しやすい図書館をつくる」ために蔵書構築や職員の姿勢等が再考され、中でも「移動図書館」の実施は「住民にとって図書館を身近にもたらし」と指摘する²。「資料提供の自由」に基づくこうした観点に立てば、もったいない図書館もまた「市民の図書館」の一つの形である。しかも、既存の施設としての図書館を市民に近づけるという意味ではなく、図書館をつくる過程そのものが開かれた事例として位置づけることができるのである。このように、従来の枠組みでは語ることが難しい図書館がつくられるようになったことは「図書館の自由」概念の一つの拡張現象と見なすことができるのかもしれない。

3. 今後の展望

—「活動」を基盤とする社会教育施設

ここで提示したいのが「活動」を基盤にした図書館という観点である。「読書の町矢祭宣言³」の中で、もったいない図書館を「知の拠点」にすることについて言及されている。ここでは、従来の図書館が行ってきた図書の閲覧と貸出に並行して、図書館活動そのものを学ぶ場としての機能が重ねられている。こうした活動を継続しながら図書館に関わる人々

を育てることにより、結果的に地域を図書館化することにもつながっていくのかもしれない。

むろん、こうした発想は図書館に限らず他の社会教育施設にも該当する観点である。例えば、高橋信裕はこれからの博物館や美術館には「クリエイティブな市民育成のインキュベーターとしての役割が強く求められるようになっていく⁴」としているが、これもまた「市民育成」という活動を重視しての言説である。もったいない図書館もまた、図書館活動の学びという側面を重視することにより、積極的に市民育成に携わっていくことができるのではないだろうか。そうした教育的側面にもったいない図書館の専門性を見出すことができる。

【注】

¹ 「図書館の自由に関する宣言」は、1954年度の全国図書館大会および日本図書館協会総会において採択され、1979年に改訂された。

² 三苦正勝「日本における「図書館の自由」の展開—公共図書館を中心に—」『夙川学院短期大学研究紀要』2000年、pp. 25-26

³ 「読書の町矢祭宣言」は、平成19（2007）年10月28日に制定された。

⁴ 慶応義塾大学アート・センター（編集発行）『文化施設の近未来—アートにおける公共性をめぐって』2007年、p. 57